

千葉県公安委員会告示第 1 6 8 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第

4 1 条第 1 項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和 7 年 9 月 2 5 日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

1 聴聞の期日

令和 7 年 1 0 月 2 1 日（火）午前 1 0 時 0 0 分

2 聴聞の場所

千葉市中央区長洲 1 丁目 9 番 1 号
千葉県警察本部 1 階 聴聞室

3 事案番号

同法第 4 1 条第 2 項に基づく聴聞第 1 3 号